

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由： 財務諸表等の文部科学大臣への提出期限については、国立大学法人法に規定されているため、同法との整合性を図る。  
 財務諸表等の審議機関について、本学役員会規程との整合性を図るため、役員会を加える。  
 国立大学法人法に基づき、「書類」を「財務諸表等」に改めるものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(年度末決算)</p> <p>第41条 学長は、<u>次の各号に掲げる財務諸表等により、役員会及び経営協議会の議を経て、年度末決算を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 貸借対照表                  (2) 損益計算書                  (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類                  (4) キャッシュ・フロー計算書                  (5) 国立大学法人業務実施コスト計算書                  (6) 附属明細書                  (7) 事業報告書                  (8) 決算報告書</p> <p>2～3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規程は、平成18年2月28日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(年度末決算)</p> <p>第41条 学長は、<u>翌事業年度5月末日までに次の各号に掲げる書類により、経営協議会の議を経て、年度末決算を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 貸借対照表                  (2) 損益計算書                  (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類                  (4) キャッシュ・フロー計算書                  (5) 国立大学法人業務実施コスト計算書                  (6) 附属明細書                  (7) 事業報告書                  (8) 決算報告書</p> <p>2～3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>